

米英における金融規制をめぐる最近の動向と議論 ——ドット・フランク法を中心に——

東京大学法学部

岩原紳作

2007年から表面化した世界金融危機を受けて、米英を中心に世界各国において金融規制の見直しが行われている。特に金融危機の発端となったアメリカは、各国に先駆けて2009年にドット・フランク法を制定した。イギリスも2009年銀行法を制定し、更に金融サービス法案を審議している。これらの法律は、バブルを起こして金融危機を招いた金融機関等の行動や、それを防止できなかった金融監督当局、そして恣意的とも見られかねない巨額の政府資金による一部金融機関の救済への強い批判を背景に、金融に係る規制強化を図っている。金融危機は、金融ビジネスの在り方や、その監督や国家のかかわりにつき深刻な論争を呼んだ。ドット・フランク法は、このような論争を踏まえ、税金や中央銀行資金により広義の金融機関を救済するようなことを認めないという、政治的な意思に基づき、それを可能とするための金融監督体制の再構築を目指したものである。

アメリカは連邦制度をとっていることから、金融機関は連邦の監督を受けるものと州の監督を受けるものに分かれ、金融に係る業種毎にも色々な縦割的監督体制があり、複数の監督機関が重疊的に監督を行うことも多い等、非常に複雑な金融監督体制にある。そこでドット・フランク法は、これら各監督機関により構成される金融安定監視協議会（FSOC）という協議会を設け、システムック・リスクの監督という観点から、金融安定に影響を及ぼすノンバンク金融会社（SIFC）や決済システムを認定し、SIFC、システムックに重要な決済システム、大規模銀行持株会社（BHC）をFRBの監督下におき、高めの健全性基準を設定させる。他方、金融に係る消費者保護行政は原則として消費者金融保護局（CFPB）に一元化する。預金受入機関やSIFCに関する自己資本比率規制の強化や預金保険の見直しもされる。銀行につき資本市場活動を規制するボルカー・ルールを導入する。金融会社が過度に大規模化することを規制し、Too big to failを予防する。FRBによる個別金融会社の救済を禁止し、SIFCの破綻手続きを整備して、株主・経営陣の責任を明確にし、納税者負担を認めない。ヘッジファンドの運用マネージャー規制、格付機関規制、証券化業者規制、デリバティブ取引の規制の強化も図る。銀行等のスワップ機関としての活動を制限し、スワップ機関の政府による救済を禁止する。一般的な株主によるコーポレート・ガバナンスの強化を図る。

以上のような規制の強化に対しては、規制の対象となる金融機関等のもとより学者の間にも、規制の行き過ぎや有効性への懸念が強い。また納税者の負担や中央銀行による救済の否定を第一としていることの妥当性についての異論もある。このようなこともあり、ドット・フランク法の具体的な規制内容を定める規則の制定等はかなり遅れている。イギリスにおいても規制改革の実現には時間がかかっている。